

○宮崎大学医学部附属病院集中治療部運営委員会規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成19年3月5日 平成19年6月12日
平成24年3月28日 平成25年5月15日
平成27年9月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院集中治療部規程第4条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院集中治療部運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、集中治療部の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 集中治療部長
- (2) 集中治療部副部長
- (3) 救命救急センター長
- (4) 麻酔科以外の診療科の科長のうちから4人(内科系及び外科系から各2人とする。)
- (5) 医学部及び医学部附属病院の准教授又は講師のうちから2人(内科系及び外科系から各1人とする。)
- (6) 看護部長
- (7) 集中治療部担当看護師長
- (8) 医事課長

2 前項第4号及び第5号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、集中治療部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(集中治療部連絡会議)

第8条 委員会に、第2条に規定する事項のうち業務についての問題点の収集・分析及び対策に関して審議するため、集中治療部連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

- 2 連絡会議に議長を置き、集中治療部長をもって充てる。
- 3 連絡会議は、議長の指名する者で構成する。
- 4 連絡会議は、原則として四半期毎に開催するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。
- 5 議長は、連絡会議において審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会及び連絡会議の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。